

みんなの公共サイト運用モデル(2010年度改定版)

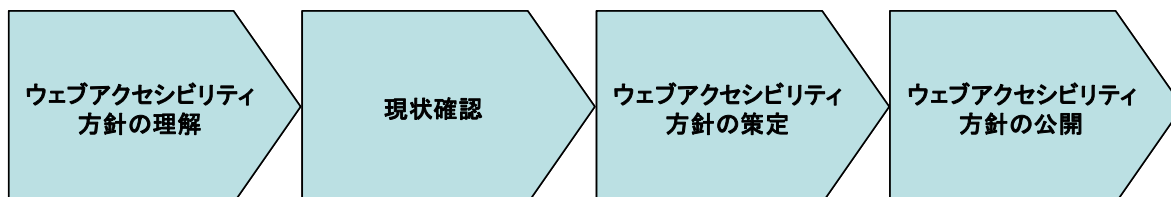
付属資料1

ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の
手順書

はじめに

- **国及び地方公共団体等の公的機関は、JIS X 8341-3:2010に基づき、目標とする「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、公開してください。**

- ウェブアクセシビリティの日本工業規格 JIS X8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」は、目標とする「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、文書化することを求めています。また、策定したウェブアクセシビリティ方針をホームページ等で公開することが推奨されています。
- 本資料は、国及び地方公共団体等の公的機関が JIS X 8341-3:2010 に基づき、ホームページ等(公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等)の「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、公開するための考え方や手順について解説したものです。



- 国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

<期限と達成等級の目安>

- 既に提供しているホームページ等
 - 2012年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
 - 2013年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠(試験結果の公開)
 - 2014年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠(試験結果の公開)
- ホームページ等を新規構築する場合
 - 構築前に 「ウェブアクセシビリティ方針」策定
 - 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠(試験結果の公開)

- **以降は、主に公式ホームページを例に、ウェブアクセシビリティ方針策定と公開の考え方、手順を解説します。**

1. ウェブアクセシビリティ方針の理解

●「ウェブアクセシビリティ方針」とは、いつまでに、どの程度のアクセシビリティ対応の実現を目標とするかを示すものです。

1-1. ウェブアクセシビリティ方針とは

- ・ JIS X8341-3:2010 は、目標とする「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、文書化することを求めています。また、策定したウェブアクセシビリティ方針をホームページ等で公開することが推奨されています。
- ・ ウェブアクセシビリティ方針とは、JIS X8341-3:2010 に基づき、いつまでに、どの程度のアクセシビリティ対応を目標とするかを文書化したものです。

【例】

●●県ウェブアクセシビリティ方針

●●県公式ホームページは、2013年3月31日までに、日本工業規格 JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—第3部:コンテンツ」の等級 A に準拠することを目標とします。

1-2. 達成等級とは

- ・ JIS X 8341-3:2010 は、ウェブアクセシビリティ方針に「アクセシビリティ達成等級(以下、達成等級と記載)」を含むことを求めています。
- ・ 達成等級とは、アクセシビリティ対応の程度を示したものです。
- ・ 達成等級には、等級 A、等級 AA、等級 AAA の 3 段階があります。等級 A は最低限達成すべきレベルと位置づけられています。その上のレベルとして等級 AA が用意されています。
- ・ 各団体は、どの達成等級を目標とするかを選定します(6 ページ参照)。

1-3. 達成基準とは

- ・ 各達成等級において、満たすべき「達成基準」が定められています。
- ・ 達成基準とは、ページの作成において対応すべき個別的な要件を規定したもので、61 項目あります。
- ・ 目標とする達成等級を選定する際に、その等級で満たすべき達成基準の内容を踏まえて検討する必要があります。

1-4. 「JIS X 8341-3:2010 に準拠」とは

- ・ 「準拠」とは、目標とする達成等級に該当する全ての達成基準を満たすことを意味します。
- ・ また、「一部準拠」とは、目標とする達成等級に該当する達成基準の一部を満たすことができない状態を意味します。
- ・ 「準拠」「一部準拠」などの表記方法について詳細は、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン」を参照してください。

【参考】

ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン」 (<http://www.ciaj.or.jp/access/web/docs/jis2010/compliance-guidelines.html>)

【参考】

- 等級 A に準拠： 等級 A の全ての達成基準を満たす。
- 等級 AA に準拠： 等級 A、等級 AA の全ての達成基準を満たす。
- 等級 A に一部準拠： 等級 A の達成基準を一部満たしていない。
- 等級 AA に一部準拠： 等級 A の全ての達成基準を満たす。等級 AA の達成基準を一部満たしていない。
- 等級 AAA に一部準拠： 等級 A、等級 AA の全ての達成基準を満たす。等級 AAA の達成基準を一部満たしていない。

2. 現状把握

- **現在のホームページの問題点や運用の現状を確認し、ウェブアクセシビリティ方針を策定するための拠り所とします。**

2-1. ホームページの問題点を把握する

●対象

- ・ ホームページの問題点を把握するには、ホームページの「全ページを対象に実施」する方法と、主要なページを選択したり無作為にページを抽出し「一部のページを対象に実施」する方法があります。
- ・ 公的機関のホームページは、ページ数が多いという特徴があります。また、複数の部署でページ作成を担当している団体が多くあります。そのため、作成時期や作成方法、アクセシビリティ対応の程度がまちまちなコンテンツが混在している恐れを考慮し、問題点の把握を行うことが重要です。
- ・ 「一部のページを対象に実施」する場合は、JIS X 8341-3:2010「箇条 8 試験方法」に、主要なページを選択する際の参考情報が記載されていますので、併せて参照してください。
- ・ また、ページを選択する際には、以下のコンテンツを含めて現状を把握することができるよう考慮してください。
 - 個別の部署で作成したコンテンツ
 - 作成方法が異なるコンテンツ
 - 作成時期の古いコンテンツ
 - 個別の部署が独自に調達したコンテンツ(例:公式ホームページ内の特設コーナー、団体の提供する関連サイト等)
 - 検索結果やイベントカレンダーなどデータベースを活用し動的に生成されるページ

●実施方法

- ・ 問題点の把握は、JIS X 8341-3:2010 に関して十分な知識を持つ者が担当することが望まれます。(実施方法例:アクセシビリティチェックツール、専門家評価、ユーザー評価等)

【参考】

- ・ 総務省 平成 22 年度開発 「みんなのアクセシビリティ評価ツール (miChecker)」
 - miChecker は、総務省の「みんなの公共サイト運用モデル」ホームページで入手方法を案内しています。
- ・ JIS X 8341-3:2010 「箇条 6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件」
- ・ JIS X 8341-3:2010 「箇条 8 試験方法」
- ・ ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2010 試験実施ガイドライン」
<http://www.ciaj.or.jp/access/web/docs/jis2010/test:guidelines.html>

2-2. 運用の現状を把握する

- ・ ホームページの作成技術や運用方法を把握し、方針策定の制約とならないかを確認します。

【例】

- 自団体に使用しているページ作成ソフト、コンテンツ管理システム(CMS)
- ページを作成する職員のスキル、業務負担
- 外部委託の有無

3. ウェブアクセシビリティ方針の策定

・「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、文書化します。

3-1. 対象範囲及び目標達成期限の設定

- ・ アクセシビリティ方針の対象範囲と目標達成期限を設定します。
- ・ 対象とするホームページ全体を対象に等級 AA を実現することを基本に、目標達成期限を設定してください。
- ・ ドメインが異なるホームページなど、管理形態やコンテンツの特性が異なるホームページについて、個別にウェブアクセシビリティ方針を策定することが可能です。
- ・ 全ページを一度に対応できない場合は、利用者にとって重要な情報や基本的な情報の掲載されているページから、優先的に対応するようにします。(例:「暮らしのガイド」のページは全ページ対応する。お知らせは新規掲載ページのみ対応し、過去の掲載分は次年度以降の課題とする など)
- ・ また、「2.現状把握(4 ページ)」で明らかとなった自団体の技術や運用などの事情によって、現時点では対応できないウェブコンテンツ(例:動画、PDF など)があるかもしれません。その場合は例外事項として、特定のコンテンツを当面の取組み対象から除外することが可能です。(例:●年以前に掲載した動画は●年以降の取組み課題とする など) この場合、対応できないウェブコンテンツについて問合せ先を明記するなど、ホームページ以外の代替手段も含め、できるだけ多くの利用者が情報を利用できるようにしてください。
- ・ 「2012 年までに等級 A に準拠、2014 年までに等級 AA に準拠」、「2012 年までに等級 AA に一部準拠、2014 年までに等級 AA に準拠」、「利用者にとって特に重要な情報を掲載しているページは 2011 年中に、その他のページは 2014 年までに等級 AA に準拠」など、段階的に目標を設定することも可能です。

3-2. 目標とする達成等級・達成基準の選定

- ・ 目標とする達成等級として、等級 A または等級 AA のどちらかを選択します。等級 A は最低限の等級と位置づけられています。公的機関は「等級 AA に準拠」することが推奨されます。(ウェブコンテンツによっては等級 AAA を完全に満たすことができない場合があるため、目標として「等級 AAA に準拠」を選択することは推奨しません。)
- ・ 達成等級を満たすには、選択した等級に該当する達成基準をすべて採用することが基本です。これを「準拠」と言います。ただし、「2.現状把握(4 ページ)」で明らかとなった自団体の技術や運用などの事情によって、現時点では対応できない達成基準があるかもしれません。その場合は例外事項として、特定の達成基準を目標から除外することが可能です。

- ・ 一部の達成基準を目標から除外する場合は、「準拠」ではなく「一部準拠」と表記します。
- ・ 目標とする達成等級として等級 A を選択した場合は、等級 AA 及び等級 AAA の達成基準の中から、目標とする達成等級として等級 AA を選択した場合は、等級 AAA の達成基準の中から、対応可能なものを積極的に追加採用します。

【参考】 ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン」 (<http://www.ciaj.or.jp/access/web/docs/jis2010/compliance-guidelines.html>)

3-3. ウェブアクセシビリティ方針に含める事柄

【必ず含める事柄】

(1) 対象範囲

アクセシビリティ対応の対象とするホームページ等を記載します。

(例: ●●県公式ホームページ、●●市子育て支援サイト、●●区施設予約システム等)

(2) 目標を達成する期限

いつまでに目標を達成する予定かを記載します。

(3) 目標とする達成等級

目標とする達成等級を記載します。

(4) 例外事項(ある場合)

選択した達成等級に該当する全ての達成基準を適用することが原則となりますが、「2.現状把握(4 ページ)」で明らかとなった諸事情により、適用できない達成基準がある場合は記載します。

同様に、対象外とするコンテンツが有る場合は記載します。

(5) 追加する達成基準

選択した達成等級以上の達成基準を追加する場合は、記載します。

【含めることが望ましい事柄】

(1) 担当部署名

担当部署名を記載します。

(2) 現時点で把握している問題点

「2.現状把握(4 ページ)」で明らかとなった問題点を記載します。

(3) 現時点で把握している問題点への対応に関する考え方

問題点について、対応の考え方を記載します。

4. ウェブアクセシビリティ方針の公開

- 策定したウェブアクセシビリティ方針を公開します。

4-1. ウェブアクセシビリティ方針の公開

- 策定したウェブアクセシビリティ方針を、ホームページではホームページ上、ウェブアプリケーションではマニュアル、パッケージ等で公開します。

4-2. ウェブアクセシビリティ方針の公開例（1）

●●県ウェブアクセシビリティ方針

- 県公式ホームページは、2013年3月31日までに、日本工業規格 JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針－第3部：コンテンツ」の等級 A に準拠することを目標とします。

4-3. ウェブアクセシビリティ方針の公開例（2）

●●市ウェブアクセシビリティ方針

- 市公式ホームページは、2014年10月1日までに、日本工業規格 JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針－第3部：コンテンツ」の等級 AA に一部準拠することを目標とします。

一部のコンテンツについては、運用の事情により、達成基準「●●」と「●●」を満たすことができません。それらのコンテンツについては代替手段として e-mail と電話によるご説明の手段を提供します。

●●市公式ホームページ運営管理部署：広報広聴課 e-mail: …

4-4. 目標達成結果の表明

- ウェブアクセシビリティの対応状況の表明は、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン」を参照して実施してください。

【参考】

ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン」(<http://www.ciaj.or.jp/access/web/docs/jis2010/compliance-guidelines.html>)